

手 数 料 表

職業紹介の報酬は以下の通り、求人者より申し受けます。

※法令に基づいて管轄省庁に届け出ている手数料率を下記の通り明示しています。

届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料については求人者と別途の基本契約書、手数料に関する取り決め書等にて取り交わしいたします。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は求人者とする。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービスおよび求人と求職の照会その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 （内定書や労働条件通知書等に記載されている額） の 1 0 0 % 期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 （雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定確約書や労働条件通知書等に記載されている額）の 1 0 0 % 手数料負担者は求人者とする。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊ 求人者の希望により提供	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定確約書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は求人者とする。

※当該手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※手数料の上限は、求職者の賃金の 1 0 0 / 1 0 0 とします。

※いったん申し受けました人材紹介の報酬について、採用決定者が入社日の前日までに、採用決定者の自己都合による入社辞退、もしくは、採用決定者の責による採用取消が発生した場合、当社は報酬の全額を申込者に返還するものとします。

2021 年 7 月 1 日

許可番号 03-ユ-300013

岩手県盛岡市門 1-4-32

株式会社インターワークス

代表取締役 山口 博章